

2025 東金・九十九里波乗りハーフマラソン売店設置運営要項

(令和6年7月4日 第2回運営部会決定)

1 目的

この要項は、2025 東金・九十九里波乗りハーフマラソン(以下「大会」という。)において、東金・九十九里波乗りハーフマラソン実行委員会(以下「実行委員会」という。)が、売店の設置運営について、必要な事項を定めるものとする。

2 設置場所

売店の設置場所は、次のとおりとする。

- (1) ハーフマラソンの部 東金アリーナ駐車場
- (2) ペア(3km)の部 九十九里町片貝中央海岸南側駐車場

3 営業可能時間

営業可能時間は次のとおりとする。

ただし、実行委員会は大会当日の状況に応じて営業可能時間を変更できるものとする。

- (1) ハーフマラソンの部
営業可能時間は、午前6時30分から午後1時30分(午後2時以降速やかに撤収できること)とする。
- (2) ペア(3km)の部
営業可能時間は、午前8時30分から午後1時30分(午後2時以降速やかに撤収できること)とする。

4 設 営

- (1) ハーフマラソンの部
会場への入場は午前6時00分から午前6時30分まで、退場は午後2時から午後2時30分までとし、午前6時30分から午後2時までは、車の移動は一切禁止とする。
- (2) ペア(3km)の部
会場への入場は午前7時30分から午前8時まで、退場は午後2時から午後2時30分までとし、午前8時30分から午後2時までは、車の移動は一切禁止とする。

5 出店要件

売店の出店が可能な者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けている者
- (2) 法令等に違反して過去3年の間処分を受けていない者
- (3) その他関係法令等に適合している者

6 食品取扱出店における要件・諸注意

- (1) 食品衛生関係法令の規定を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
- (2) 食中毒発生の事故歴が過去3年の間ない者
- (3) 千葉県が定める「行事における食品の取扱いに関する指導指針」により「営業」に該当するとされた出店者は、食品（生産物）賠償責任保険に加入すること。
- (4) 当日は、保健所による現地確認が行われる場合がある。

7 出店申請

- (1) 出店を希望する者は、実行委員会が定める期日までに、出店申請書（様式第1号）を実行委員会に提出するものとする。
- (2) 食品取扱出店を希望する者は、別紙の「食品取扱出店に係る申請について」に定められた必要書類を提出すること。ただし、保健所からの指導により追加書類を求められる場合がある。
- (3) 申請書の内容に変更がある場合は、出店者は必ず事務局に連絡すること。
- (4) 食品取扱出店者は、申請書の内容に変更がある場合は、保健所に相談の上、事務局に連絡すること。

8 申請期間

令和6年8月1日（木）から令和6年9月12日（木）まで
ただし、実行委員会は応募の状況を勘案し、必要がある場合には申請期間を変更できるものとする。

9 出店料及び売上金

- (1) 出店料は下記のとおりとする。

【テントでの出店】

〈テント持込の場合〉

- | | |
|----------------|--------|
| ① 1区画（2間×1.5間） | 2,500円 |
| ② 2区画（2間×3間） | 5,000円 |

〈テント貸出の場合〉

- | | |
|----------------|---------|
| ① 1区画（2間×1.5間） | 7,500円 |
| ② 2区画（2間×3間） | 15,000円 |

【キッチンカーでの出店】

一律5,000円

※キッチンカーの種類によっては、会場の都合上、車両の大きさ等により許可されない場合がある（目安：約2tロングトラック程度の大きさまで）。

- (2) 出店料は、出店説明会において支払うものとする。
- (3) 物品の販売等で得られた売上金は、全額出店者の売り上げとする。
- (4) いかなる場合でも売上の減収・損失補償を実行委員会には負担しない。
- (5) 実行委員会が特別に認めた場合は、出店料を免除することができる。

1 0 取扱品目等

売店において取り扱う品目等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) スポーツ用品や土産品等
- (2) 飲食物（アルコール飲料を除く）

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造されたもので、容器包装等により衛生的な措置が取られ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの。

イ 現地調理品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等（屋台、キッチンカー）で、現地で調理を行うもの。

※取扱品目は「屋台・露店等での飲食店営業取扱要綱」の規定によるものに限る（80リットル以上の給水設備を持つキッチンカーを除く）。

- (3) 宅配便等、来場者の利便性に資するもの。
- (4) その他実行委員会が必要と認めたもの。

1 1 募集店舗数

- (1) ハーフマラソンの部・・・30区画程度
- (2) ペア（3km）の部・・・10区画程度

ただし、実行委員会は応募の状況を勘案し、必要がある場合には募集する店舗数を変更できるものとする。

1 2 出店者の決定

出店申請者数が会場ごとの募集店舗数を超えた場合は、出店内容の全体のバランス等を考慮し、東金市内・九十九里町内に店舗又は事務所等を有する者を優先し、実行委員会が出店者を決定する。

ただし、決定についての異議の申立は受け付けず、その理由についても開示しない。

1 3 出店許可証等の交付及び出店説明会

実行委員会は、出店が決定した出店者に売店出店許可証（様式第2号）及び駐車許可証（様式第3号）を出店説明会において交付する。

ただし、出店説明会に出席しない出店者の出店許可は取り消すものとする。

1 4 出店位置

会場内での出店位置については、実行委員会が調整を行い決定する。

1 5 禁止事項

出店者は、次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならない。

- (1) 出店の権利を第三者に譲渡、又は管理運営を委託すること。
- (2) 販売品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り呼び込み販売をすること。

- (4) 許可された品目以外のものを販売すること。
- (5) 拡声器や音響器具類を使用すること。
- (6) 許可された目的や場所以外で火気を使用すること。
- (7) その他大会運営に支障があるような行為をすること。

1 6 遵守事項

出店者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 大会の趣旨を理解し、参加者と一緒に大会を盛り上げること。
- (2) 実行委員会から交付された売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (3) 食品衛生関係法令で定められた保健所の営業許可を取得する必要がある営業を行う者については、営業許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (4) 売店及びその周辺の清掃は出店者の責任のもとに行い、ごみ入れ等を備え、発生したごみは持ち帰り処分し、常に環境美化に努めること。
- (5) 火気等を使用する場合はその取り扱いに十分留意し、消火器等の消火設備を売店に設置すること。
- (6) 机や椅子及び水道や電源等の物品は自ら準備すること。
- (7) 業務で発生した排水等は持ち帰り処分すること。
- (8) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明記すること。
- (9) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。また、通行及び他の出店者の営業の妨げにならないよう設置すること。
- (10) 販売品等は出店者が責任をもって管理すること。
- (11) 販売品等の搬入搬出の際に使用する車輛については、実行委員会が交付する駐車許可証を指示された位置に掲示すること。
- (12) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (13) 服装は、清潔で従業員であることが確認できる衣服を着用すること。
- (14) 暴力団関係者等、実行委員会が適当でないと判断する団体又は個人でないこと
- (15) 新型コロナウイルス等の感染症対策を実施し、運営すること。
- (16) その他関係法令等を遵守し、実行委員会の指示に従うこと。

1 7 事故等の対応

売店において、次の各号のいずれかに該当する事故等が発生した場合は、出店者は直ちに関係機関及び実行委員会に連絡するとともに、その指示に従い対応するものとする。

- (1) 火災又は盗難が発生した場合
- (2) 不審者又は不審物を発見した場合
- (3) 伝染病又は食中毒が発生した場合
- (4) その他事故が発生した場合

18 許可の取り消し

実行委員会は、出店者が次の各号のいずれかに該当する場合は、出店許可を取り消すことができる。

- (1) 関係法令又はこの要項に違反した場合
- (2) 出店申請書に記載された内容が事実と異なっていた場合
- (3) 出店説明会に出席しない場合
- (4) 出店料を期日までに支払わない場合
- (5) その他実行委員会が不相当と認めた場合

19 現金等の管理

現金その他持込物品の管理は出店者で行うこと。会場内での紛失・盗難・破損等について、実行委員会は一切の責任を負わない。

20 原状回復

出店者は出店に要した物品等を搬出し、原状に復し、実行委員会の検査を受けなければならない。

21 大会の中止

実行委員会は、天災その他の事由により大会を運営することが困難だと判断した場合は、開催要項等に基づき、大会を中止することがある。

なお、その際に発生した損害について実行委員会はその責任を一切負わず、出店料の返金も行わない。

22 損害賠償

出店者は、会場の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

23 その他

- (1) 出店者の取扱品目等が類似する場合がある。また、実行委員会がランナーサービスとして飲食物を提供することがある。
- (2) 大会開催中に撮影された写真や動画が、大会要項、ポスター、ホームページ等に使用されることを事前に承知し、肖像権については実行委員会に一任すること。
- (3) この要項に定めるもののほか、売店の設置運営に関し必要な事項は、別に定める。